

平成29年度 事業計画書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

I 基本方針

公益社団法人日本全職業調理士協会（以下「本会」という。）は、平成25年4月1日に内閣総理大臣の認定を得て、公益社団法人に移行いたしました。

「公益社団法人」として、果たすべき使命を確実に実施することにより、本会の確固たる社会的地位の確立に努めるとともに、永続的な発展・拡大を見据えた事業計画を策定することが必要であり、各会員が公益社団法人の存在理由と果たすべき使命を再確認し、本会が実施する公益目的事業を活性化することにより、活力ある社会の実現に貢献することが重要である。

よって、本会は、今年度においても引き続き職業安定法に基づく調理士紹介所の事業の適正な運営について指導・援助を行うことにより、調理士の職業の安定、就労条件の改善及び福祉の増進を図るとともに、併せて調理師法に基づく調理師の技術の向上に関する事業及び食育基本法に基づく食育推進事業を積極的に行うことにより、国民の食文化の発展に寄与することを基本方針とする。

II 事業内容

本会は、上記の基本方針に沿って、次の3つの公益目的事業を中心として、事業を実施する。

1. 勤労意欲のある調理師（士）に対する就労の支援を目的とする事業（公1）

- (1) 職業紹介適正化セミナー（仮称）や調理士紹介所訪問等を実施し、調理士職業紹介事業の適正な運営を行うことにより、職業紹介を通じて、求人者に対して、時短や年休の取得促進等労働条件の改善及び福祉の増進及び雇用の安定を働きかけるよう調理士紹介所に対して指導・支援を行う。
- (2) 民営職業紹介事業に関する関係法令及び要領等の改正に伴い、文書等による指導・勧奨を行い、民営職業紹介事業運営の適正化及び円滑化を図る。
- (3) 調理士紹介所に対して、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会が実施している、職業紹介スキルの向上等を目的とした「職業紹介士資格認定試験」の受験の勧奨を行い、調理士紹介所が事業運営の健全な発展・向上、職業紹介サービスの高度化、事業運営の適正化及び職業紹介事業者の資質の向上を図る。
- (4) インターネットを活用し、本会のホームページを通して、調理士紹介所を周知し、求職者及び求人者に対する職業紹介の円滑化を図り、調理士の失業の解消と職業の安定に努める。

2. 講習会、日本料理セミナー、機関誌の発行、優秀調理師の顕彰等事業（公2）

(1) 職業調理師（士）の技能の向上に関する事業

イ 調理師熟練者講習会の実施

職業調理師（士）の地位向上を図るため、調理師法に基づく専門調理師及び職業能力開発促進法に基づく調理技能士の各称号が同時に取得できる調理技術技能評価試験の学科試験の免除を受けることができる本講習会を全国各

地で実施する。

さらに、実技試験合格をめざす受験者のため、「実技試験予備講習（日本料理区分）」を開催し、合格者の増加を図る。

また、地方支部が同講習会を実施する場合、実施団体に対して、講師の派遣など指導・協力するとともに、会場設営等に対する協力を行う。

ロ 日本料理セミナーの実施

日本料理の普及と技術の伝承・向上を図ることを目的とした本セミナーを東京都内において、原則として、毎月1回（8月及び12月を除く。）、年間10回実施する。

本セミナーの周知については、ホームページや機関誌等を通じて、会員支部の調理師を始め、調理師専門学校生徒など、広く一般に参加を求める。

また、地方支部等が本セミナーを実施する場合、同セミナー実施団体に対して、設営及び講師の派遣など指導・協力する。

(2) 機関誌「料理四季報」の発行事業

職業調理師（士）の資質及び技能の向上、和食の普及並びに本会事業を社会に広め、調理師（士）の社会的地位の向上の啓発宣伝のための関係情報を提供する手段として、毎月、「料理四季報」を編集・発行する。

また、事務局に編集委員会を置き、毎月1回開催し、より一層の機関誌の内容充実に努める。

(3) 調理士紹介事業功労者及び優良調理師等に対する顕彰

労働力需給調整に寄与した調理士紹介事業者、優良求職者及び優秀技能調理士（師）等に対して、叙勲、褒章、各省大臣表彰等への推薦を行う。

また、調理師関係団体、調理師養成施設及び各会員支部が実施する技能展や料理コンクールなどに対して、本会の後援名義の使用や審査員の派遣、優秀作品の出展者に対して会長賞を授与する。

(4) 称号制度の運用

称号授与規程に基づき、特に高度な技術を持ち、業界の発展に寄与された優良調理師に対して、「錬匠」及び「範匠」の称号を授与する。

3. 食育推進事業（公3）

(1) 日本料理全国大会（食育展）の実施

伝統を有する日本料理技術の伝承・発展に努めるとともに、調理師（士）の資質の涵養と技術の向上を図り、食材料の有効活用による外食産業の発展及び地域振興促すとともに、国民の食文化の一層の進展と食生活の改善、食育の推進並びに観光事業の進展と発達に寄与すること、一般消費者に対する啓蒙、普及を通じて、国民の健康で豊かな食生活に資することを目的として、厚生労働省を始め関係省庁及び関係団体等の後援・協賛により本大会を実施する。

なお、29年度は、下記の日程、場所で、第37回大会を実施する。

◇ 日 時 平成29年9月27日（水）

◇ 場 所 東京都台東区池之端1-4-1
東天紅上野店

(2) 食育推進全国大会への参加

「食育基本法」の食育推進計画に基づき、農林水産省が実施する本大会に積極的に参加する。また、専門調理師の活動について、調理関係団体と連携・協調して啓蒙活動に協力する。

なお、29年度は、次ぎの日程、場所で行われる第12回大会に参加する。

◇ 日 時 平成29年6月30日（金）、7月1日（土）の2日間

◇ 場 所 岡山コンベンションセンター、ジップアリーナ岡山の2か所（いずれも岡山県岡山市北区）

（3）専門調理師・調理技能士のための食育推進員認定講座への参加

公益社団法人調理技術技能センターが主催する本講座へ参加を促し、講座受講修了者に与えられる食育推進員を育成し、より高度な技術・知識を備えた専門調理師等を活用することにより、食育推進基本計画に基づき実施される各都道府県等が行う食育推進活動に積極的に参加するよう指導する。

4. その他の事業

（1）組織の強化拡充

公益社団法人として、引き続き公益目的事業を推進するため、本会が実施する事業への理解を求め、各地に委嘱している地区理事の支援を得るなど、本会への加入勧奨を行い、会員数の拡大に努めることにより、各都道府県に最低1支部を目標として、組織の強化・拡充を図る。特に未加入の調理士紹介所については、調理士紹介所を会員とする全国唯一の公益法人であることから加入を呼びかける。

また、会費の未納支部については、納入の勧奨を行い、会員各位のご協力により、財源の安定化を図り、一方では、業務の合理化・簡素化を実施し、節約に努める。

（2）会議の開催

定款に基づき、社員総会、理事会、その他会議を必要に応じて開催する。

イ 平成29年度の社員総会は、次の日程で行う。

平成29年6月7日（水）、平成30年3月14日（水）（いずれも13時30分から15時）

ロ 平成29年度回理事会は、次の日程で行う。

平成29年5月17日（水）、6月14日（水）、9月13日（水）、12月6日（水）、平成30年2月14日（水）（いずれも13時30分から15時）

ハ 地区理事会及び業界内理事会は、必要に応じて開催する。

ニ 執行理事会議は、原則として月2回必要に応じて開催する。

（3）その他

上記の他、本会の目的達成に寄与すると認められる事業については、所定の手続きを経て、積極的に実施する。